

第10回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2012年3月21日(水) 10:00～12:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員
財団法人核物質管理センター
内藤専務理事(原子力委員会原子力防護専門部会長)
上智大学
柳下教授
内閣府
中村参事官、吉野企画官、加藤参事官補佐

4. 議 題

- (1) 我が国の核セキュリティ対策の強化について(部会報告)
- (2) 政策形成対話の促進－「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた国民的議論について－(上智大学 教授 柳下正治氏)
- (3) 国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について(答申)
- (4) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について(答申)
- (5) 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業の変更の許可について(答申)
- (6) その他

5. 配付資料

- (1-1) 我が国の核セキュリティ対策の強化について
- (1-2) 我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)
- (2) 政策形成対話の促進－「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた国民的議論について－

- (3-1) 国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について (答申)
- (3-2) 東京大学原子炉設置変更承認申請書<新旧対照表>
- (4-1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センターの核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の加工の事業の強化について (答申)
- (4-2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センターの核燃料サイクル工学研究所加工事業強化申請書の概要
- (5-1) 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業の変更の強化について (答申)
- (6) 東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置についての御意見を聴く会の開催について
- (7) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問(期間:平成24年3月1日~平成24年3月14日)

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第10回の原子力委員会臨時会議を開催いたします。

本日の議題は、1つが、我が国の核セキュリティ対策の強化について部会報告をいただきます。2つが政策形成対話の促進ということでお話を伺います。3つが国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について答申案をご審議いただきます。4つが、日本原子力研究開発機構東海研究開発センターの核燃料の加工の事業の許可について答申案をご審議いただきます。5つが日本原燃株式会社再処理事業所の廃棄物管理事業の変更許可について、これも答申案についてご審議いただきます。6つ、その他でございます。そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、最初の議題から始めましょう。

(中村参事官) 1番目の議題でございます。我が国の核セキュリティ対策の強化についてでございます。これは原子力防護専門部会がこれまでの議論を報告書にとりまとめましたので、その報告を受けるものです。本日は原子力防護専門部会の部会長である財団法人核物質管理センターの内藤香専務理事にお越しいただいておりますので、ご報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(内藤部会長) ただいまご紹介いただきました核物質管理センターの専務理事をしております内藤でございます。原子力防護専門部会の部会長を仰せつかっております。

この原子力防護専門部会は平成18年12月に設置されまして、以来検討を実施してきてお

ります。報告書の中にも書いてございますが、19年8月には高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的考え方につきまして、また平成20年2月にはこれを敷衍しました輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係について部会報告書をまとめて原子力委員会に報告しております。

更に、当部会は平成19年8月の原子力委員会報告の後に原子力委員会からのご指示を受けまして、IAEA核セキュリティ・シリーズ文書の最上位文書であります核セキュリティ基本文書の案も参考にしながら核燃料物質以外の放射性物質の防護等も含めました我が国の核セキュリティの確保に関する基本的考え方につきまして部会報告書を取りまとめて、昨年9月に原子力委員会にご報告しております。

更に、本部会では基本文書に次ぐ位置付けであります3つの核セキュリティ勧告文書につきましても我が国における核セキュリティ確保の取組に反映させる基本的方針を決めるとともに、福島第一原子力発電所事故を踏まえました核セキュリティ上の課題への対応のあり方を明らかにする必要があることから、昨年6月に技術検討ワーキンググループを設置して検討を進めてまいりました。

この技術検討ワーキンググループでは、まず福島第一原子力発電所事故を踏まえましたセキュリティ上の課題への対応について検討いたしまして、その検討結果を平成23年11月に途中経過報告として原子力委員会に報告しております。その後、この技術検討ワーキンググループは3つの勧告文書に係る検討を実施いたしました。

当部会はこのたび、この技術検討ワーキンググループの3つの勧告文書に関わる検討結果と福島事故を踏まえました課題に係る検討結果に基づいて審議を行いまして、部会報告書のとりまとめに至りましたので、本日も報告する次第であります。

また、この部会報告書の案につきましては広く意見公募を行いまして、適宜これを部会報告書に反映しているものでございます。

以下部会報告書の概要をご説明いたします。まず、報告書は勧告文書を踏まえました核セキュリティの強化を記述しました第一部と、福島事故を踏まえた課題への対応を記述した第二部の2部構成で構成しております。

まず、1ページ目の「はじめに」におきまして9.11以降の情勢変化を受けました核セキュリティ確保に関する関心の高まり、これを踏まえました核物質防護から核セキュリティへの防護対応の拡大、検討対象としましたIAEA勧告文書の位置付け、福島事故を踏まえました課題対応の必要性、本報告書を踏まえました取組の検討、実施への期待。加えて、これまでの

当部会の活動等を記述しております。

3 ページ以降の第一部は3つの章で構成しております。まず、柱書きにおきまして I A E A の3つの勧告文書のあらまし、位置付けなどを記載しております。

4 ページの第1章の核物質等に係るセキュリティ勧告については、(1)におきまして勧告文書の位置付け及び概要について記述しております。この勧告は、改訂第5版ということもありまして、既に我が国においても改訂第4版までの内容が検討、反映されていますことから、特に第5版における新規項目及び改訂項目の主な例を挙げまして、省庁横断的な主な課題として当専門部会にて検討する項目の抽出を行っています。

具体的には個人の信頼性確認制度のあり方。許可事業者と治安当局の責任分担のあり方。設計段階からの核セキュリティの考慮のあり方。周辺防護区域周囲の防護措置。輸送時の核セキュリティ対策の強化のあり方が挙げられております。

その他の新規改訂項目について、規制行政機関に対しまして2014年に開催予定の第3回核セキュリティサミットを目途に本勧告に関わる検討を終了することを期待しております。

5 ページの(2)におきましては、規制行政機関の取組状況及び今後の対応について記述しております。規制行政機関の取組状況としましては、原子力安全・保安院、文部科学省、国土交通省の取組についてとりまとめております。原子力安全・保安院、文部科学省におきましてはそれぞれ独自のワーキンググループを設けまして、個別項目の検討を進めた結果、各々の所管する省令の改正手続きを進めていることを記載しております。なお本日現在、改正案につきましてパブリックコメントを実施中であることを確認しております。

国土交通省におきましては、事業者等を対象に実態等について調査中でありまして、2012年度から本格的な検討を進めるとしております。

7 ページの(3)の個別検討項目におきましては、当専門部会で抽出した検討項目につきまして、勧告の取り入れに向けた基本的方針を記述しております。具体的には「個人の信頼性確認制度に係る対応について」においては、個人の信頼性確認制度導入のための具体的な検討を開始する必要性を指摘しております。すなわち秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書を参考にすべきであるとしながらも、検討にあたっては対象者のプライバシー保護に配慮、事前同意を求めること等を強調するとともに、原子力施設へのテロのリスクは具体的に想定されることから秘密保全法制の検討の進捗状況にかかわらず本分野独自の観点から信頼性確認制度導入の必要性を指摘しております。

更に制度導入に向けた検討は原子力規制庁が中心になることが適当であるとした上で、信頼性確認にあたっては国の機関が主体的に関与すべきこと。労使間で十分な議論を行い、その結果を必要に応じ検討に反映させること。協力会社の社員への履行も担保する仕組みの検討の必要性等を指摘しております。

ついで9ページの(ロ)の関係組織間の責任については、許可事業者と治安当局、警察等との責任分担の在り方について論じております。許可事業者と治安当局、警察等との責任分担を整理した上で、治安当局の武力対抗措置を支援することが許可事業者の当然の責務であること。そして、責任分担の明文化と双方の情報共有が重要であることなどを指摘しております。

更に10ページの(ハ)におきまして設計段階からの核セキュリティの考慮、いわゆるセキュリティバイデザインと言われていることをございですが、このことが必要であることを指摘した上で、原子力規制庁において具体的な考慮方法及び担保の仕組みについて検討することを期待する旨記述しております。

また、12ページの(ニ)におきましては、周辺防護区域周囲の防護措置、とりわけ海域の防護強化について論じておりまして、海域での防護措置を充実させることが可能となるよう、規制行政機関や関係行政機関における協議、検討に期待することを述べております。

続きまして、(ホ)におきましては輸送時の核セキュリティ対策について論じておりまして、輸送時の対策にかかわる関係省庁の役割分担が輻輳していることを指摘した上で、危機管理計画の作成を伴う輸送時の防護破壊行為に対する措置の検討に当たって求められる関係機関間の調整機能を原子力規制庁が果たすべきこと等を指摘しております。

14ページ、第2章でございますが、放射性物質等に関わるセキュリティ勧告では、まず(1)の勧告文書の位置付け及び概要において、放射性物質が核セキュリティの対象となってきた背景、同勧告の概要等を記述し、ついで15ページ(2)の規制行政機関の取組状況におきまして安全規制の省庁は多岐にわたることを紹介した上で、文部科学省より聴取しました放射性物質等へのセキュリティ勧告への対応方針が、前にご報告申し上げました基本的考え方に示されました放射性物質は核物質に比して一部の例を除いて防護対象としての重要度が低いこと。等級別取組の考え方にに基づき放射線利用活動に与える影響が最小限となるよう配慮することの方針に合致していると評価しております。

また、16ページの(3)におきましては、この基本的考え方に沿って文部科学省や関係省庁において今後の対応の検討がなされることへの期待を記述しております。

17ページ、第3章、管理外物質に関わるセキュリティ勧告では、まず(1)の勧告文書の

位置付け及び概要において、核物質等を用いたテロに対する世界的な懸念が背景となっており、この勧告が作成されたこと等についてまず述べた上で、この勧告が核物質等を用いたテロ等を抑止し、堅持し、対応するための体制整備等について記述しており、そのための具体的方策としての勧告内容を紹介しております。

更に、この勧告が核物質等を用いたテロ等の脅威評価を行い、検知及び対応のための各種措置の優先順位を定め、検知及び対応のための各種措置間の調整を行い、各種措置を実施する関係行政機関及び規制行政機関間の調整を行う行政機関あるいは行政メカニズムを設けることを勧告していることを指摘しております。

ついで（２）の規制行政機関の取組状況においては、核物質等を用いたテロが通常の爆発物、化学剤及び生物剤を用いたテロとともに治安当局等によるテロ対策の対象とされ、取組の強化が図られてきているものの、勧告されている行政メカニズムは設けられていないことを指摘しております。

また、１８ページの（３）においては、今後の対応として核セキュリティに関わる調整機能を担うことになる原子力規制庁が規制行政機関及び関係行政機関と協議の上、この行政メカニズムを担う行政機関または仕組みを定めていくことの必要性等を指摘しております。

１９ページ以降は、本報告書のもう１つの柱である第二部となりますが、昨年１１月に経過報告を行いました福島第一原子力発電所事故を踏まえた核セキュリティ上の課題への対応について早急に取り組むことが必要として、その後の動向も踏まえまして本報告書におきまして再度とりまとめております。

１１月の経過報告からの主な変更点といたしましては、第１章の検討の経緯におきまして、本報告書の「はじめに」の記載とのバランスをとったこと。第２章、事故を踏まえた核セキュリティ上の課題への対応におきましては、（３）（ト）内部脅威対策、信頼性確認制度に関する記述を第一部での表現に合わせて変更したことであります。

２３ページの第３章、規制行政機関等の取組状況及び今後の対応においては、本部会における検討結果を受けまして、これまでに関係機関によって講じられた措置を追記しております。すなわち原子力安全・保安院が２０１１年１２月に省令を改訂いたしまして、立入制限区域の設定、枢要施設の防護、サイバーテロ対策を規定していること。また、治安当局が警戒、警備体制の評価のためにサイトに常駐する警察官の増員や爆弾テロ対象能力の強化に必要な資機材の整備等を図ったこと。更に許可事業者は省令改正等に対応すべく準備中であることを述べております。

24ページの最後にありますが、「おわりに」におきましては締めくくりとして以下のポイントを指摘しております。まず、原子力規制庁の設立によりまして、規制業務と政策の企画調整業務が明確に一体化されることを体制強化の重要な一步と評価した上で、テロ対策は治安当局をはじめ関係機関が多岐にわたり核物質等を用いたテロへの対策については原子力規制庁とその他関係機関の業務を調整する国の仕組みが必要であり、このために関係省庁が積極的に取り組むことを期待することとともに、特に原子力規制庁及び原子力安全調査委員会が先導的役割を果たすことを期待していることにふれております。

ついで、本部会は役目を終えることとなりますが、本部会のこれまでの提言を踏まえて、残された課題に関して関係省において幅広い議論がなされ、国民の理解と協力を得て我が国の核セキュリティが評価されることを期待する旨述べております。

また、国際面におきましては新規導入国等の体制整備に対する支援、国際的な指針作成等に対する貢献にこれまでと同様に積極的に対応していくことを期待することを述べております。

更に核セキュリティ文化の醸成に関しまして、各組織及び個人が各自の果たすべき責任を認識し、継続的に対策の見直しと改善に取り組むべきこと、特に互いの対策の間に見落としが生じないようにすべきことを強調しております。

そして、最後に安全対策とセキュリティ対策が相乗効果を生み出すように、また両者がお互いの対策を損なわないように努めるべきこと、及び国民にとって負担となる措置を伴うこともある核セキュリティの実効性を高めるためには国民の理解と協力が不可欠であることから関係者による普及啓発活動の必要性を指摘しております。なお巻末に委員の名簿、検討経緯、用語解説を参考資料として添付しております。

本日のこの部会報告をもちまして原子力委員会から当部会に付託された事項は全て果たすことができたと認識しております。ただ、規制体制改革に伴う時間的制約から残念ながら必ずしも全ての問題について具体的な対応方策をお示しできず、今後の課題として原子力規制庁等における更なる検討に委ねざるを得なかった点もあります。

主なものとしましては、まず個人の信頼性確認の導入に向けた制度設計の議論。そして、関係省庁の活動を調整するメカニズムの確立。更には設計段階からのセキュリティを規制上担保する仕組みの検討。また、輸送における核セキュリティ確保方策の着実な検討などであります。我が国の核セキュリティ確保の体制が更に拡充されるように、本報告書で示しました今後の更なる検討に委ねた課題につきまして、原子力委員会の事務局から原子力規制庁及び関係規制官庁にしっかりと引き継がれることをお願いして、委員会に対する本部会からの報告とさせてい

たきます。以上でございます。

(近藤委員長) 内藤部会長、内容の濃い報告書のポイントをご紹介いただき、どうもありがとうございました。また、内藤部会長におかれましては2006年の12月から、実質5年間、この部会の検討をリードしていただきまして、類まれなるリーダーシップで核セキュリティ分野における私どもの責任を果たせる成果を上げていただきました。お話のように最後に、各行政部局において引き続き作業を進めて頂くこと、また、新設の規制庁に引き続くことについても明らかにしていただいたこともありがたいことと思います。こうした原子力委員会の活動に対する長年のご尽力に対して心から御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただ今のご説明に関してご質問、ご意見を。

(鈴木委員長代理) 本当に難しい時期にしっかりとまとめていただきまして、ありがとうございました。私が今一番気にしているのは、最後の課題の中でも調整メカニズムを担うべき原子力規制庁がまだよく見えないところがあるということで、ここが一番心配なのですが、具体的にここまできちっとまとめていただいたことは今後の核セキュリティ政策、行政にしっかりと引き継がれるものと。我々もまだそういう意味では責任があるということで、今後も引き続きいろいろご指導いただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

(秋庭委員) 長い期間にわたりまして、本当にどうもありがとうございました。そして、今回の報告書についても多面的に深く掘り下げておまとめいただきましてありがとうございました。

私は何と言っても国民の理解というキーワードにとっても関心を持っております。この核セキュリティの問題に対して国民が今まであまり関心を払ってこなかったように思います。しかしながら今回の福島事故以降、関心を持たざるを得ないような状況になってまいりましたが、そのことに対して分かりやすく説明するところが今までなかったように思います。今後の課題の1つとして、やはり国民に対してしっかりと分かりやすく説明し理解を深めていくことが重要だと思っています。特に信頼性確認についても国民の理解なしには進めていくことができないと思いますので、今後そういうことにも関心を持ち、また理解を得たいと思っております。ありがとうございました。

(大庭委員) 長い期間にわたりまして核セキュリティについての検討をしていただき、また最終的に重要な諸方針を示していただきありがとうございます。特に福島の事故後に様々な新しい課題が顕在化し、それらを反映した報告内容になっているということで、いろいろなご苦労があったと存じます。核セキュリティの確保に努めることは、日本の安全のためでもありますけれども、それとともに国際社会における日本の義務でもあります。よって国際社会におい

での貢献という観点からも核セキュリティの強化に今後も努めていく必要が日本にはあると思います。今後、規制庁や外務省が特に国際的な対応について取り組まれると思いますが、この報告書を基にして、そのような形で努めていただくようにこちらからも働きかけをしたいと思っています。

(近藤委員長) 最後の点は特に重要で、核セキュリティサミットがソウルで間もなく開催されるということでございます。日本としても国際社会の規範を率先して取り入れているという現状について総理にご報告をしていただけるのか分かりませんが、そういう状況にたどり着いたということは重要なことですね。

内藤さん、サミットには行かれるのですか。

(内藤部会長) 事務局からの要請もありまして、サミットの前触れとして核セキュリティシンポジウムという有識者の間の会合が開かれます。明後日開かれますが、その場でゲストスピーカーとしてしゃべるように要請されております。特に福島を踏まえた核セキュリティ上の課題、それにどう対応するように部会報告をまとめたかについて講演する予定でございます。ですから、最後大庭先生がおっしゃられたその辺の一端になるかなと思っております。

(大庭委員) 報告書を是非生かしていただきたい。生かさなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) もう1つお伺いしたいのは、国民の理解と協力ということに関してですが、このテーマでパブコメを何回かやりましたが、全体的な印象としてどうですか。ワーキンググループは扱う情報の関係で非公開の会合が多かったわけですが、部会自体は公開でやってきて、報告書についてはパブコメも行ったと理解しています。報告書では最後に国民の理解なくしてうまくいかないということを書いてあるのですが、その観点でどういう感想をお持ちですか。

(内藤部会長) 事務局から補足していただけると一番いいと思いますが、全体的な印象は二極分化してしまっている。専門的な方は非常に詳しくて、この報告書の一字一句までよく読み込んでおられて、足りない点のご指摘などをされておられました。一方、いわゆる一般国民の方の中に核セキュリティということはどういうことなのか十分な理解がなくて、専門部会としての所掌範囲を超えたことについても検討すべきだというご指摘もあったりして、今後、国民の理解と協力を得るための努力が必要だなということを感じております。

(近藤委員長) ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ご報告を原子力委員会としてどう受け止めるべきか、委員各位に相談させていただいたところを踏まえて、原子力委員会決定の案を事務局に用意していただいておりますので、

事務局からそれをご紹介いただいて、ご審議いただきたいと思います。どうぞ。

(吉野企画官) それでは、ただいま原子力専門部会の報告書をご報告いただいたところでございますが、これに対しましての原子力委員会決定の案を資料第1-2号として用意しておりますので、読み上げさせていただきます。

「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」平成24年3月、原子力委員会決定ということでございます。

原子力委員会は、本日、原子力防護専門部会から「我が国の核セキュリティ対策の強化について」と題する報告書を受領した。この報告書は、同専門部会がIAEA(国際原子力機関)核セキュリティ・シリーズ文書の最上位文書である基本文書(案)を参考に昨年9月にとりまとめた「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」と題する報告書に続いて、IAEAが基本文書に次ぐものと位置付けている3つの勧告文書(2011年1月発行)で勧告されている核セキュリティ確保に関する様々な項目を我が国政府と許可事業者による核セキュリティ確保の取組に反映させる基本的方針、及び昨年3月に発生した福島第一原子力発電所事故で認識された原子力発電所等の核セキュリティ上の課題への対応の在り方をとりまとめたものである。

同報告書は、特に、個人の信頼性確認については、その導入に向けて具体的な制度設計の議論を開始すべきこと及び福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応を速やかに進めるべきこと。また、核セキュリティの確保に責任を有する核組織及び核組織に属する個人は、核セキュリティ文化、すなわち各自が果たすべき責任を認識し、継続的に核セキュリティ対策の見直しと改善とに取り組む風土を涵養すべきこと、そして、立入制限、持ち込み制限といった措置を伴う核セキュリティ対策の効果的・効率的な実施のためには国民の理解と協力が不可欠であることを述べている。

当委員会は、同報告書の内容は妥当と判断し、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関及び許可事業者に対し、同報告書の内容を尊重して、相互の連携強化の重要性に十分留意する一方、国民の理解と協力を得つつ、核セキュリティ対策を着実に強化していくことを求める。

なお、本委員会の所掌してきた核セキュリティに関する事務は新たに発足する原子力規制庁に移管される。そこで、今後、同庁が同報告書の内容を踏まえて関係行政機関等が核セキュリティに関する取組を適切に進めていることを適宜に確認するとともに、必要に応じ、同報告書の内容の見直しを行っていくことを本委員会は期待する。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。これを委員会が決定することについていかがでござ

いでしょうか。

(鈴木委員長代理) 先ほどの大庭委員の国際社会にとっても非常に重要であるという文章がないので、一言入れたらと今思ったのですが。「当委員会は」のパラのところに最後に1行入れますかね。

(大庭委員) 「なお、核セキュリティの確保に努めることは国際社会に生きる日本人の責務であるということを鑑みて」。そういう文章が。

(鈴木委員長代理) そういう文章があったほうがいいのだろうなど。

(大庭委員) これは、そういう修正をかけるということで、細かな文案をここに出す必要はありますか。

(中村参事官) 決裁が必要ですので、文章が決まらないと決定できません。

(大庭委員) 分かりました。

(近藤委員長) では考えましょう。報告書の本体にどんな文章があったか。

(吉野企画官) 例えば1ページ目「はじめに」の1段落目の終わりでございますが、国際的な動きを踏まえまして、「我が国としても国際社会の一員として、自国の核セキュリティ対策の強化とともに、核セキュリティ対策に関する国際貢献にも取り組む必要がある」といった文章にさせていただいております。

(近藤委員長) 決定文の2パラの中身に取り込んだ方がいいと思います。報告書の中にそういうことが書いてあるということにしましょう。それを超えて、義務論とか何とか言い出すとIAEAの報告書自体を評論することになってしまうから。

(鈴木委員長代理) 国際貢献に取り組む必要があるというフレーズがいい。

(近藤委員長) この文章を入れましょう。

(鈴木委員長代理) どこに。

(大庭委員) 「同報告書は」からの一番最後。

(鈴木委員長代理) では、「我が国としての」という文章を。

(大庭委員) 「取り組む必要があると述べている」ということになるのですか。

(近藤委員長) そういう感じの文章です。

(大庭委員) 「あるということにも言及している」とかそういう文章ですね。

(近藤委員長) 詳細はともかく、そういう文章を付加することにさせていただく前提で、何かほか。よろしいですか。

それでは、この文章に、国際貢献の重要性の指摘を報告書の中身のパラに付け加えたものを

決定文とすることにさせていただきます。よろしいですね。

はい、ありがとうございました。

この議題はこれで終わります。内藤部会長、ありがとうございました。

次の議題に参ります。

私ども原子力委員会は、国民の意見を踏まえて委員会決定を行う責任がありますので、この責任をいかに果たすべきか悩みつつ、今日に至っています。その一貫として、20世紀の終わりには三次にわたり原子力政策円卓会議等もやってきたわけです。今年はまた、政治主導の時代であることもあって、政府が「革新的エネルギー・環境戦略」について一応の案がとりまとまったところで国民との対話を積極的に進めたいとおっしゃっているわけです。私どもとしては、それならそちらにお任せすればいいのか。あるいはそうでもないのかなと悩みのあるところではありますが、本日は、この方面について造詣の深い上智大学の柳下先生にお越しいただきましてお話を伺うことにいたしました。先生には、お忙しいところをご出席賜り、誠にありがとうございます。よろしく申し上げます。

(柳下教授) 今ご紹介いただきました上智大学大学院の地球環境研究科というところで、環境政策、具体的には政策の形成プロセスに関する研究に携わっております柳下といいます。今回、このような場で当面焦眉の課題である国民的議論について、どういうふうにも有効な意味のあるチャンスとしたらいいかということについて、問題提起をさせていただくわけですが、このような機会を作っていただきましてありがとうございました。

早速資料に基づいて問題提起をさせていただきます。1枚目、当たり前のことを書いてあるわけでございます。政府はこの春にエネルギー・環境戦略の選択肢を発表して、国民的な議論を求め、夏には何らかの形で策定するといっています。その間、3か月か4か月か分かりませんが、こういう機会をどう捉えたらいいかが問題ですが、まだどういう方法が展開されようとしているかよく見えないと思います。私なりに問題意識と若干の提案をさせていただきたいと思います。

次のページですが、これは一般論です。政策を形成するときに関係アクターの関わりがどのように見えるのかということ私なりの理解で書いてみました。右側に政治、行政があります。左側に実際の課題に対しての取組主体であったり、その影響を受けたり、負担をしなければいけない国民、あるいは国民の一側面ですがステークホルダーがある。現状を見ますと、破線部分がありますが、この強い利害や主張を持って、特定の立場を持っているいわゆるステークホルダーといわれる企業・経済界、NGOあるいは労働組合などの方々や組織がいかに自分たち

の意見を結束して意思決定プロセスに届けるか。ここに大変に影響力を行使するという形でこれまで行動がされてきたと思います。科学者、専門家もこれらのところにいかに情報を提供するかというところの関係性が強かったのではないかと思います。

次のページをご覧くださいと思います。この中で大切なのは価値観が多様化してくる中、最終的には主権者である一般国民が重要な役割を演じるわけですが、これまでややもすれば蚊帳の外であったのではないかと思います。そのためにはいくつかのポイントを書きました。まず、1つは、最終的には一般国民が政策決定主体のところはいかに民意というものを届けるか。届ける限りにおいては一般国民のところできちんとした議論を行われなければいけない。一般国民のところできちんとした議論が行われるようにするためにはどうしたらいいだろうか。1つは科学者・専門家からの情報がきちんと届けられるということでもあります。もう一方では、これまで専ら自分たちの主張を意思決定のところへ投げかけていたステークホルダー自体、ここに経済界、NGO様々、あるいは原発で言えば推進派、反対派、いろいろいらっしゃいますが、その中できちんとしたステークホルダー間の議論が行われるというのが1つのポイントです。その結果、そこで合意形成にならなくても、どういう意見の構造になっているか、そこではっきりとさせられたら、そのものが一般の国民の議論に届けられて、国民的な議論を巻き起こすという関係性がなければいけないのではないかと思います。こういったものが総体として意思決定の場に届けられるようなものを我が国の中に築いていかなければいけないと考えます。

次は、原子力の問題に関して、私のように全く専門としない者から見るとどんなふうに見えるかということで絵を描いてみました。反対派と推進派の二項対立とよく言われています。ステークホルダー自体も、推進派自体もそれぞれのところでいかに陣営の理論的な強化を図るかというところに力点を置いていたのではないかと。専門家という方々もこの図に示すような形でそれぞれの立場をいかに理論化するか。それをいかに届けるかということになっていたのではないかと思います。

これを絵で描くと次のページですが、先ほどの一般論と絡めていただきたいのですが、本来、専門家においてもステークホルダーにおいてもそれぞれの意見の違いがあるのは当然でありませんが、合意をとることを前提とした努力をして、なぜ意見が違うのか。意見の違いの関係は一体どこから来るのか。その違い自体をお互い確認し合うような、こういった議論を行っていく。これが全体として意見の構造の明確化という形になって、国民にそれが見える。こういうような議論の場がないとなかなか議論は進まないのではないかと思います。

次に、ではそういった中で我々日本の社会の中でこれまで国民的な議論というものを巻き起こす工夫に何があったのか振り返ってみたいと思います。行政手続法や情報公開法が成立した1990年代からだんだん発展してきたのですが、ちょうど3年前の麻生政権のときに京都議定書の後の我が国の温室効果ガスの目標の議論がなされました。2009年4月に選択肢が政府から6案示されて、最終的にその2か月後の6月に麻生総理大臣が我が国として2005年比-15%を決定したことがございます。このときのプロセスが参考になります。これまでの中で一番工夫されてきたものではないかと思います。

ちなみに余談ですが、この直後に総選挙があって、全く違った方針に置き換わったわけです。いずれにしてもこのプロセスは我々が検証するときの参考になります。

このとき国民的議論の方法は3つございました。1つはパブコメです。これは1か月間で1万通来ました。世論調査、これは4,000人無作為抽出から始まりまして、調査員が1,200名ほど訪問しまして、調査表を見せて、その場で答えを書いてもらいました。タウンミーティングも5か所6回開くということで、そこでいろいろお聴きするというのをやりました。

その結果が次のページであります。左に選択肢が6つあります。一番厳しい選択肢が選択肢⑥で、一番緩いのが選択肢①であります。世論調査の結果を統計的に見ると真ん中辺で45%ぐらいで、両側は少ない。いわば正規分布型というか、真ん中が膨れ上がっているということでもあります。これはどちらかという詳しい専門的な知識というよりも、一定の調査員の説明に対して反射的な反応というものがキャッチされたというものであります。

一方、パブリックコメント、1か月間で来ましたものは両側が多くて、真ん中がほとんどないという、こういうパターンであります。タウンミーティングも当然のことながら両側の意見がそれぞれ述べられている。真ん中の意見はあまり出てこない。ちなみに参考に意見表明でそれぞれの団体は何を主張していたのかということが書かれています。これは皆さんお気づきですが、パブリックコメント、タウンミーティングなどではそれぞれの陣営のいわば動員の力の見せ場になっているのではないかということが言われます。

一方で世論調査というのは日本の社会の中で日本人が考え抜いた末の選択なのだろうかという、これはその時々いろいろな状況だとか、悪く言うとポピュリズムみたいな、そのときの雰囲気や瞬間的な反応で示されてしまうということで、一体何をもって国民的な意見、民意なのだろうかは大変難しい問題かと思えます。

今回であります、8. になりますが、「行政」と書いてあります。まさにここで国家戦略室のほうで、まもなく春にと聞いていますが、選択肢が出るわけです。これを政治決断にかけ

るわけですが、そこで国民的意見を求めると言っています。では、どういう条件の下で国民の意見が形成されるべきなのを考えてみます。

まず、国民といっても、有権者、納税者、労働者であったり投資家であったり、様々な側面を持っています。自分の中、一個人の中にいろいろなステークホルダーが実は内在していて、自分の中にいろいろな矛盾があって、一体自分の意見はどこにあるのかということ熟慮した上で、最後自分個人としての決断をした結果が個人の意見なのだろうと思うわけです。そのときに自分の意見はいろいろ矛盾しているのはどこから来ているのかを参考にするのは、やはり1つは世の中のステークホルダーの人たちは一体何の意見があるのかというあたりの情報がそこに入ってくる。もう1つは専門家からの情報がそこに入ってくる。こういった状況下で個人の中でまず熟慮できるという、自分の考えというものをあぶり出す、自分の考えに到達する。その考える期間、それから考えるチャンスがなければならないと思います。

もう1つ、国民の意見を聴取するときに参加機会の均等性、ここに書いてありますが、先ほど言った学習機会、情報への接近、専門家との応答、熟慮する期間、こういったものが全て満たされるような形で意見が形成されることが多分望ましいのだろうと思います。

はたしてそれは2か月、3か月でできるのかというと、私は実を言えばそんな簡単ではないと思っておりますが、今の政治の中で3か月、4か月で何とか出さなければいけないということのようであります。その中で少し知恵を出さなければいけないと思っております。

さて、最近、熟議という考え方が出てきております。政治学の世界でもいろいろと言われますが、ここでポイントだけ申し上げます。これまでのパブリックコメントとかタウンミーティング、こういった方法について反省点がいろいろと出てまいりました。

熟議の姿というところ、下のほうを見ていただきたいのですが、異なる立場の人々の間で合理的な一致点を探ろうという努力。そして対話を行っていくときに様々なバランスのとれた情報といいますか、特定の情報だけに頼るというのではなくて、いろいろな情報がそこにきちんと入るといふこと。そして自分とは違う人たち、あるいはそういった立場の人たちとの対話の機会がある。相互作用の結果に自分個人として練られた意思にどうやってたどり着くかということ。そういったものの結果が何らかの形で政治に届けられるような仕組み。これは熟議という言葉で最近語られていると考えます。

それを体現する方法論としてコンセンサス会議あるいは市民陪審、ハイブリット型会議、様々な方法が開発されてきました。その中で討議型世論調査という方法、Deliberative Pollといいますが、これを簡単にご説明します。無作為抽出で250から600人ぐらいの市民を

まず集めます。共通のきちんとした資料を前提に、それでまず個人が自分で考える機会を持つ。更に専門家等との応答の機会が与えられる。そして、そういったことで最終的に自分の意見にたどり着いた。そういった方々の意見を最終的に世論調査という形で問い質そう。こういうような方法であります。

フローチャートで書いたものが次のページです。まず、選択肢が示されたところで、直ちに予め無作為抽出で準備された方々にアンケートとともに対話の場に参加してほしいという内容の手紙を出すこととなります。そして、一定の期間の後に選択肢というものを分かりやすい情報に置き換える。更に選択肢に対する様々な立場、ステークホルダーの意見なども分かりやすく示したものを事前情報として参加していただける250人なり600人の方々にお届けします。そして、それぞれの方々に事前によく自分の考えを問い質していただいた上で、特定の日に実際に集まっていただきます。そして、1日かけて議論するわけですが、その場合まず最初にアンケートをとる。そして、その次に専門家との応答等を踏まえて、更に集まってきた方々の中で10人ぐらいのグループでディスカッションしてもらおう。そして、そのディスカッションした後に最終的に自分にたどり着いた意見は何だろうかということをおぼり出してもらって、最終のアンケートにもう1回答えてもらおう。こういうことをやって得られたものをまとめて、これを1つの意見として出そうということです。

ポイントは、ここに集まってくる方々は無作為抽出を中心に集まった方なのだというのが1つです。その方々に瞬間的な反応を聞くのではなくて、まず瞬間的な反射的な意見というものから出発して、徐々にいろいろと考えていただく、対話していただく、専門家との応答をしてもらおう。そういったものでどう意見が変わってくるのか。意見の変容の過程も把握することができるということです。このような方法がございます。

最近、日本で数件このような事例があります。世界的に見ますと、11ページにあります、これまでに16か国で45回以上このような方法が世界で開催されてきたというような報告がございます。

さて、実施課題はそれなりにあります。手間ひまがかかかりますので短期間でやるのは相当大変であります。お金も手間ひまも結構かかかります。

それから、この場を一体誰が設けるのかというのが2番目ですが、社会的に信頼される機関でなければいけない。最初から運動体であったり、設置主体の名前を聞いただけで何となくそこにある種のものを感じるようでは意味がありません。それから、国民がきちっと自分の意見を見出していくことができるためには専門家がいかに国民に理解してもらえるように情報提供

をするかという努力が必要です。専門家はこの場合、決して説得してやろうというために参加するのではなくて、国民の目線で議論ができるようにするにはどういう情報を与えたらいいのか。いかに分かりやすくするかという、むしろ支援をするという立場でここに参加してもらうことが大変大事です。専門家の選定にあたっては意見の幅、バランスを考えなければなりません。専門家に無理やりあなたは中立の立場をとってくださいと言ったところで、みんな自分は中立だと思っていますから、それはほとんど不可能だと思います。

次に、ここからは私自身の研究の紹介です。この間低炭素社会づくりの討議についての研究を実践的にやってまいりました。ここでは一般国民ではなくて、いわゆるステークホルダーと言われる方々、エネルギー供給者から産業、メーカー、労働組合、消費者団体、NGO、自治体等々の方々、30人ぐらい集まって2年間議論してまいりました。こういった議論によって、この問題の本質をいわゆる学術的な専門家とかそういった方ではなくて、社会における専門家がそれぞれの立場から意見を闘わすことによって問題の本質に接近するということがかかなりできるのだということを紹介してお話を終えたいと思います。

次のページを見ていただきまして、いろいろなことを見出されてきたのですが、いくつかのポイントをお示ししたいと思います。「14. 参考」と書いてあります。これは何かといえますと、2050年に再生可能エネルギーについて、あなたはステークホルダーとして一体どう考えますか。「基幹的」と書いてありますが、これは2050年には再生可能エネルギーが中心だろう。「補完的」というのは、これは3.11の前の時点でやっていますが、これまでの化石燃料あるいは原子力が中心で再生可能エネルギーが補完的だろうという方々。「主力」というのはそれぞれが拮抗する状態ではないかという方々です。

それぞれ意見が分かれたわけですが、それぞれの方にあなたはそういう判断をするときに一体何を頭に置いてそういう考えに達したのですかということ、いくつかの概念、持続可能性、自給率、環境負荷、安全性、経済効率、安定供給、その他ありますが、こういうキーワードを出して、自分にとって一番重要だったと思ったものから順番に1番、2番、3番と数字を書いてもらいました。そうしますと、このグラフは明瞭ですがクロスするということが分かりました。要するに国民の中で意見が違うというのは、好き嫌いではなくて、その根底にある自分は何を重視してこの世の中を見ているのか、そこの違いです。その違いのところ議論しない限り、知識を共有すれば何とかなるだろうということにはならないということも分かりました。

次は、そのときに併せて、これも3.11の前ですが、2050年に原子力は一体どうなるかとあなたは考えていますかということです。これまでどおり電気の中で原子力が主力だろうと

考える人と、いやそうではない。「その他」というのは、原子力はむしろ撤退していくべきだという方々であります。ここは先ほどと違った複雑な絵になっていますが、やはりものの考え方はかなり違いがあるということも分かってまいりました。

次のページは、このような再生可能エネルギーに関する議論の、あるいは原子力も含めた議論の中で何が論争として最後に争点にすべきかと考えるかということに関しては、実はコストの問題。そしてコストの問題を政策によってどこまで軽減できるのか。コストを軽減することは何らかの形でそこにお金を投入したりしますから、どこかに負担が生じるだろう。その負担の問題。更にコストの側面ばかりではなくて、未来の日本の産業を何を中心に考えていくのかという産業政策という観点から見べきだ。この辺が争点として浮上しました。

更にステークホルダーの議論の中でどうしても未来の日本のエネルギー供給を考えると、特にこれは電力ですが、コストというものを定量的にどう見るかが重要であるという要求がありまして、我々研究者グループの中に様々な立場の研究者が入ったのですが、電力供給のコストは一体いかなる要素から成り立っているかということを一明らかにするとともに、それぞれについて現状で分かるコスト計算を行いました。

この表の作成者は秋元圭吾さんという方です。この方はその後国家戦略室にできましたコスト等検討小委員会のメンバーになりまして、我々の研究成果が小委員会のコスト計算に発展しました。言い方を変えますとステークホルダーの議論の要請からこういう情報収集、分析が始まったのだということも知っておいていただきたいと思います。

最後、「実践から」ということで、私の経験から言って、いまやこのような議論・対話の方法はいろいろな方法があるのだということでもあります。これは研究段階から実践の段階になっているのではないかと思います。

次に、科学者、研究者はどうしても説得するとか、教えてあげるといふふうになるのですが、そうではなくていかに国民が、主権者でもある国民が自分の頭で考えていく。いかに手助けするかという形で接するということがこれからは大事ではないかと考えます。

今回、提案から政府としての意思決定まで3か月か4か月か分かりませんが、しかないですが、本来国民的な議論は2、3か月で終わるものではなくて、常時そういったものがキャッチボールのように意思決定者との間でやられたりする、時間をかけてじっくり議論できるような体制ができてしかるべきです。2か月、3か月だけ一生懸命考えて、本当にいい答えが出るとはなかなか思えないので、こういう仕掛けを日本の中に定着させていくことが必要ではないかと思うわけでありまして。

以上です。時間を超過したかもしれませんが、ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。原子力委員会は円卓会議をやりました。あれは参加者がしょっちゅう替わっているのでなかなか議論が深まるのは難しいのですが、しかし回を重ねてくると先生のおっしゃる主張の構造が見えてくるということはあったと記憶しています。それから多数の参加者がいますから、関心のプライオリティが見えてきました。私の記憶では、そういう成果が2000年の長期計画にずいぶん反映されたと思っています。で、そういう経験からしますと、確におっしゃるとおり、今回、数か月で国民的議論を行って何かをまとめるというのは大変なことだと思っています。先生のお話は、その取組の在り方に関して非常に重要なご示唆をいただくものであったと思います。

それでは、各委員、どうぞご意見、ご質問を。

(鈴木委員長代理) どうもありがとうございました。大変具体的な提案をしていただいたので、これについて詳しくご説明をいただきたいのですが、11ページの討議型世論調査というご提案です。大変興味深い提案です。まず、第1は先ほどチラッとご説明されていますが、海外の実績がかなりあるということです。先生から見られていい面、悪い面というか、限界も多分あると思います。日本に持ってきたときに考えられる問題点といいますか、海外での成功のお話と、それから日本に持ってきた場合の課題についてご意見があればお伺いしたい。これが1点です。

2番目は、先ほど何回もおっしゃっていたのですが、科学者と専門家の役割は説得ではなくて選択肢の提示であるということですが、これはなかなかできないということについて、これは短期間で直るものなのではないでしょうかということ。今いろいろなところで行われているシンポジウムやインターネットの中で出てきている専門家の方々はやはりご意見を主張される人が多い。今回、これをもしやっただきにはたしてそういうことがうまくできるのかなど。これは先生が既にやられてきた対話フォーラムの中でも同じようなことが起きたのではないかと。この辺専門家のファシリテーターというのでしょうか、そういう人が重要なのかと思いますが、その辺の具体的な運営についてのご意見を伺いたいというのが2点目。

最後にこのアウトプットです。これも海外の経験報告を聞きたいのですが、最後は選択肢について合意は認めないということなので、そうすると出てきた答えは逆にばらけて出てくるのかなど。一体何が社会的には見えるのかな。もし具体的な例示が分かれば教えていただきたい。この3点をお願いします。

(柳下教授) まず、DPを日本に持ってきたときに何が違うかということ、方法論が日本に適し

ているか否かということよりも、ほかの類似事例でお話ししてみたいと思うのです。実は2009年9月にWWVという対話プロジェクトがありました。ちょうどコペンハーゲンのCOP15の会議の直前に、世界の30数か国で同時に会議を開催しました。同じ情報をそれぞれの母国語に翻訳して提供して、そしてそれぞれの国で100人を無作為抽出を基本に集めて、会議の進行方法を全て同一にして、最終的に同一の問に答えるとともに一番最後に国際会議の場、交渉する人間に対して何を発信しますかということそれぞれの参加者の意思をまとめて文書化するという試みがあったのです。結果的に30数か国の国がそれぞれ何をまとめたのかという比較ができてしまったのです。

そこからお話をしますと、最後は日本人の中でこういったことを議論して、自分の意見をまとめて、それを発信するということの訓練がされているか否かということに差が出てきてしまったように思います。従って方法が適しているか、適していないかというよりも、直ちに大変すばらしい結果が出るか出ないかということを考えるよりも、こういったような方法も1つの方法として日本人の中に社会的な問題を自分の問題として考える、要するに観客としてグラウンドの観客席の上のほうから見ているだけでなく、自分がその主体なのだという形で議論をいかに関わっていくかという訓練、こういったものを行うことによってこういう方法論をこなしていくことが今大事ではないかと思います。

今日提案させていただいた方法論も何か非常に画一的な方法があるわけではなくて、その国々に応じて若干の応用動作をすることは可能です。従って、それは日本的な風土の中で更に変えていくことができるかと思えます。

この方法で難しいと思っけていますのは、11. に書いてありますが、選択肢というところから国民のところに事前情報の作成・提供と書いてあります。ここをいかに一般の、これは無作為抽出ですから、義務教育をきちんと果たした方々でも一体何を聞かれているのか、何が背景の問題としてあるのか、日本国内で一体どういう議論が展開されているのか。いかに分かりやすくきちんとした資料ができるかということ。これに対してそういうような種類の専門家を養成しなければいけないと思います。やはり専門情報は往々にして難しいのです。

その点で2番目の質問に該当するのですが、私どもは対話フォーラムの実践を通じて、専門家の方々も自分でステークホルダーとのディスカッションを積み重ねることによってある種の訓練がなされると思います。いわゆる社会的リテラシーを徐々に身につけることはできるのではないかと。確かに最初の段階では自分のところの考え方、フレームがどうしても正しいということで、いかにそれを説得するかというアプローチをするのですが、こういったかなり痛烈な

社会側からの反発がございました。そういったものの応答を繰り返すことによってだんだんそういった訓練ができてまいりますので、科学者、専門家のグループの中に、これはやはり訓練だと思っておりますが、訓練をしていくことによって克服していくしかないのではないかと思います。

それから一番最後の質問ですが、確かに選択肢に対してこれが好きだ、これが嫌だというだけでは駄目ですね。単なる数字のばらつきでしかありません。従ってアンケートの場合には、これを聴くだけでは意味がないのであって、先ほど折れ線グラフを見ていただきました。これは独自のものですが、なぜそのような結論になるのかという、それぞれの方が重視している事柄、その理由、そこまで分かるようなところを上手にアンケートの中に入れなければいけないのではないかと。従って政府から求められた選択肢の最終の姿だけをどれが好きですかと○を付けるようなアンケートではないところまで工夫をしてあげるところが大事で、実はそちらのほうを発見することが非常に重要かと思えました。

(秋庭委員) 大変興味深いお話を伺わせていただき、ありがとうございます。実は私は資料の最後のところにご紹介があります低炭素社会づくり「対話」フォーラムの本当に最初の4か月ぐらいステークホルダーの一員として参加させていただきました。最初は進むことがなかなかできなかったと思います。それは、参加していた方たちが何を問われているのか、何を成すべきなのかという方向性がなかなか見えなかったことが原因でした。今まではどちらかという方向性が与えられて、それに対して議論するということが多かったと思うのです。ところが、その方向性すらも自分たちで作っていくということになかなか慣れていなかったので進みが遅かったのではないかと思います。その後、私が抜けてからは理解が進み、どんどん進んでいったものと思います。

私が先生に伺いたいと思っていることは、まず討議型世論調査のことです。基本的なことを伺って申し訳ありませんが、全く無作為抽出で集められた250名から600名の一般市民が1億2,000万の国民の、これは多分統計的な根拠があるのだと思いますが、その意思をどの程度代表できるのかというか、モデルとなるのか。その代表性というのでしょうか、そこを伺わせていただきたいということが1つです。

もう1つは、今の鈴木代理に対するお答えの中で科学者、専門家の役割が大変重要だと思えました。分かりやすく専門家が答えるということ、それも養成していかなければいけないということですが、これは更に今回の3.11以降、科学者、専門家に対して信頼性を失っているという中でどうやって信頼のある情報を科学者、専門家が出せるかということは結構大きなボ

イントではないか思うのです。やはり情報というのは信頼できる情報なのかどうかを今国民が感じていると思いますので、そのことに対して何らか考えなくてはいけないのではないかと
うことが2つ目です。

最後は、柳下先生がおっしゃったとおり国民は今まではエネルギー、原子力の問題は大変難しく分らない問題が多いので、専門家にお任せしたいという気持ちがあったのか、あるいは行政や専門家からもそれは自分たちがやる問題で、あとは理解してくださいという上からの
トップダウンが多かったのだと思います。

しかし、今回のことで今みんな関心を非常に持っていますので、どうやったら国民が考えていることを反映できるかということをもみんながそれぞれ考えていると思います。こういう機会をどこにどう作っていったらいいのか。例えば地域性もあると思います。全国で1つだけで議論しても。先の問題と関連するとは思いますが、国民に議論する、考える場所をいかに提供するかをまず土台として作るためにはどうしたらいいのか。1つは学校教育だとは思いますが、何か土台作りのご提案があればありがたいと思います。以上です。

(柳下教授) ありがとうございます。一番最初の1億2,000万で250人とか600人でどんな代表性があるかということです。一般的に統計学的にいえば100人より1,000人、1,000人より1万人のほうが統計誤差が少なくなるからいいに決まっているわけです。従って、いわゆる社会調査として行うのでしたらできるだけ対象人数は多ければ多いほうがいいと思います。ところが、これは実際に集まってくれた方に討議をしてもらおう。熟慮してもらおうというプロセスがあります。そうすると多ければ多いほどいいのではなくて、多ければ多いほど、きちんとした議論を担保する能力、場を管理する能力、大きくなれば熟慮そのものの方法論のところですいぶん質が低下する恐れがあります。従って統計的に言ったら多ければ多いほどいいという要請と、いかに品質のいい議論をちゃんと担保する場という側の問題とのバランスで考えなければならない。学校に例えると、人数が多ければいいのではなくて少ないほうがいい。目が届く範囲でやらないといけないわけです。

資料を本当にみんな分かったのだろうかということを確認しなければいけない。質問があったときに、専門家が答えられないといけない。そうすると250人~600人というのは、提案されている方が言っているのですが、統計的な意味と質的なものとの境目で、せいぜいこの辺がギリギリだろうなという感じがします。

300人~500人も結構大変だなと思っています。大学の講義を考えれば分かるのですが、100人でもみんなをみるというのは結構大変です。300人だったらこれはほとんど不可能

です。

そういう面で言うと統計的な意味で、これが本当に1億2,000万人の代表なのですかと言われてしまうと限界があります。

それから、そもそもこういう討議まで参加してくれる人を無作為まで選ぶためには、例えば100人を選ぶためには大体2,000人ぐらいから抽出しなければならない。2,000人から返ってくるのはせいぜい600人ぐらい。その中で実際参加する人はまた一部になる。どうしても50代の女性と60代の男が多くて、若い人が少ない。そうすると母集団の縮図とするためには、100人を選ぶためには参加してもいいという人が300人ぐらいは必要なので、このようにいろいろと考えますと100人というのは本当に日本全体の母集団と全く同じ縮図ですかということと違います。厳密に言うとそんな完ぺきな縮図ではないと言わざるを得ません。

2番目の専門家との関係ですが、専門家自体にそういう能力を全部身に付けなさいというのは私はなかなか難しいと思っています。今回私どもがやったのもそうですが、誰が場を設営するかということと、もう1つ実は今回我々は専門家の中に本当の意味でのそれぞれの分野のエキスパートとは言えないけれども仲介役という役割を設けました。それはなぜかということ専門家同士の間でも言葉が違う。専門家とステークホルダー、社会の間でも言葉が違う。言葉とか理解の仕方が違う。実はステークホルダーの間でも違う。その中をいかに同じ土俵の中で共通語ができるかということとその場、会議の場以外の機会を通じて仲介をする。こういう役割の人間を実は置きました。そうすることによって、どうしても出てくる専門家と、専門家の専門性を忌避したくなるような側との間のやり取りを何とか円滑にできないかという狙いをこめました。これは1つの方法かもしれません。

最後の問題は、私もこういうものが恒常的に日本の社会の中にできたらいいなと思っています。特にヨーロッパ、アメリカの中には既にこういうような社会の中でディスカッションが臨機応変にできるような機関が公的、あるいは半公的なものとしてでき上がっているものがあります。方法論もそこで改造する。その成果を体現できるような人材を育成する。場作りと方法論の開発と人作りというものができているというのがあります。日本の社会の中にもそういったものが求められている時期ではないかと思っています。まだ答えまで見出していません。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(大庭委員) 今日は貴重なお話をありがとうございます。プレゼンテーションと今までの各委員との討議を聞いていて、日本社会において、仕事の空間というわけではなく、しかしながら

完全になプライベート空間でもなくて、それらを包摂するいわゆるパブリック空間というものが形成されていることが、このような取組が生かされる場合の基礎的条件なのだろうと思います。ですから、パブリック空間をどう形成していくのかというのが今後の非常に重要な課題で、そのための教育を充実させるとともに、実際にこのような試みを繰り返すことが社会におけるトレーニングになっていくのだろうと感じました。

その上で質問ですが、8のところにはほとんど質問が集中しています。これは、制約条件下での国民的議論のための必要要素ということ凝縮している図だと思います。そこでお伺いしたいのは、ステークホルダーと国民とをどうやって分けるのかということです。国民の中には例えば労働者、企業人、エコロジストとかいて、エネルギーの関係ですと例えば電力会社の人間であるとか、あるいは再生可能エネルギーを推進したいと考えているエコロジストとかいろいろいて、そういう方々はある種のステークホルダーのような、しかしながら国民のようなということで、線引きが難しいと思うのです。国民の中での議論に彼らが直接入るのではなくて、様々なステークホルダーとして影響を与えるのだとここには書かれていますし、説明もそうでした。国民とステークホルダーとの間の線引きをどうしたらいいのかについて、これは多分いろいろな 이슈によって違うのですが、大まかな考え方についてお伺いしたいというのがまず1点です。

2点目は、専門家のお話で分かりやすい情報提供というのは何度も言われていることですが、私も非常に大事なことだと思います。難しくないことを難しいように言うのは非常に最悪でよろしくないと思います。しかしながら世の中には難しくても大事なことがあると思います。つまりスッと分からないが大事なことがあるのはある程度受け手の側も学んで身につけないといけないことだと思うのです。分かりやすい情報提供というのは今のトレンドですから、あまり言うてはいけないのかもしれないけれども、スッと分からないけれども、しかしながら非常に大事だということがあると私は思います。そういうことを理解していただくための方策をどう考えるか。単純に分かりやすく分かりやすくということだけに留意しますと、変に二項対立を持ってきたり、極論に走ったりといろいろな支障が出てくると思います。単純化の行き過ぎとか。そういうことを避けながらきちんと理解していただくための方策について何か想定されているのかどうか、というのが2点目です。

3点目は、こういった国民的議論をした後の活用の仕方についてです。この図だと政治決断とあって、選択肢のところには矢印が1つポーンと出ています。実は国民の中でいろいろな議論があるというのは当たり前で、今もその状況ですが、ある方向に国の舵をとる、それこそ政治

です。どこが決断をするかはともかくとして政治決断なわけです。そのときに様々な多様な意見を内包する国民的議論を反映させるプロセスについては、先生がおやりになっていらっしゃる試みやプロジェクトではどのように扱っているのでしょうか。それとも、その部分については我々は関係がないということでしょうか。すなわち自分としては国民的議論の構図を提示すれば、その後は政治が勝手に決断すればよいということなのか。それとも政治のあり方についても自分たちからある程度のご意見やご示唆をするつもりがおありなのか。これが3点目になります。よろしくをお願いします。

（柳下教授）一番最初のことからですが、ステークホルダーというのは個人を言っているのではなくて、あるテーマがあったとき、そのテーマに関わりの深い組織だとか団体だとか、あるいは立場の代表者です。テーマに対して、それぞれの組織、団体、立場、そういったものが一体どういう関係になっているのか、どういう主張なのかということをはっきりと明らかにし、その組織、団体あるいは立場を的確に代表できる方にステークホルダーという形で参加してもらおうという形をとっています。

従って一個人は昼間は会社に勤めてこういう意見があり、家へ帰ると別の価値観を有している。投票所に行くとき一体自分は誰に投票するかという極めて複雑な要素の中で意思決定しなければいけない。ここで言っている国民というのは、そういう非常に複雑な全てのものを個人の内包している人の集団を我々は国民と言っています。それに対してステークホルダーには、個人的に複雑な答えを持っているでしょうが、あなたは例えば電力を供給するということに所属しているので、その立場で、討議テーマについてどう考えるのか、あるいはどこまで意見の違いを埋めることができるのかということを考えて議論に参加してもらいます。

（大庭委員）そうすると場合によってはステークホルダーとして参加した後で国民として参加するということになりますが、具体的にどういうことになるのか。人間はダブルアイデンティティやトリプルアイデンティティを抱えているので、その辺をどう処理しているのかということをお伺いしたかったのです。電力会社の株を持っている人はどうなのか。それはステークホルダーなのかどうなのか。突き詰めていくとここの線引きはなかなか難しいが、それを具体的にどう扱っていらっしゃるのかというのが私の質問です。

（柳下教授）これには一般論はないんです。我々がやるときはテーマを決めたら、例えばエネルギーの供給をどうしたらいいかというテーマを決めたら、そのテーマはどのような関係者の関係性で成り立っているか、まず構造を明らかにします。その構造を明らかにしたとき、その構造を体現するのにふさわしい組織、団体はあるのか。あるいはNGOがあるのか。そういうこ

とを探します。

その次に、そのところにふさわしい人は一体誰なのだろうかということは、この団体や組織に推薦をしてもらおう。一定の条件は言います。そういった方々によって構成するということを考えています。

もしそのときに電力会社の株主というステークが大事だと思ったら、そういうステークの立場を作ればいい。一般的なそういう人は誰なのかというのは難しいのですが、選ぶしかない。その方にはその立場で意見を言ってくださいと言うわけです。

一般国民というのは何もありません。ただあなた個人、生れ育って毎日生活をして、働いて、あるいはいろいろと悩んでいる。その個人の意見を素直に発言してくださいと。

実際の投票行動というのは最終的には国民です。国民の意見を聞きたいというときに、いままでは何回も申し上げていますが、ステークホルダーという立場での意見は強いパイプで、従来だとどこに行っても、あるいは族議員があつてどうなるか見えてしまうほど強かった。ところが、下のほうの一般国民の意見というのは投票行動ぐらいしか、あるいは新聞社の世論調査ぐらいしかなかなか見えてこない。それをもう少しきちんとした議論のところにおけないかというのが今回の提案の趣旨です。

2つ目のお話は、分かりやすくですね。これは正直言って大変難しいです。本当に難しいことは難しいと言わなければいけないと思う。分かったふりをして説明するというのはよろしくないと思っています。特に一般国民を対象にしたとき、私自身も経験があるのですが、とにかく説明する側は努力する。丁寧に受け答えをする。そこから出てくる信頼感というものが非常に大切です。何かごまかしているのではないかと、我々と違う人種がやっているなという形でとられてしまわないことです。本当の意味で市民が十分理解するところまでわかりやすく説明しろというのはかなり難しいと思っています。

それから、私どもはこういった新しい方法自体が政治的な何らかの意思決定のプロセスそのものに置き換わるべきだとは思っていません。と言いますのは、私の考えですが、議会制民主主義、今の民主主義のルールというのがあるわけです。それぞれ多数決原理だとか、法律によって決められた大臣なり市長の意思決定の権限だとかあるわけです。そういった正規なものに対しては、そこに何とか自分の意見を入れようという働きかけが生じます。もしこういった対話の場自体が正規の場に位置付けられますと、この会議の場にまた圧力がかかってきます。そういうようなものに会議の場をしてしまったら、何のために熟議を行っているのかが分からなくなってしまう。従って、ここはできれば本当にフリーに、ここでの意見や発言が外から圧力

がかり追及されるようなことがないように、きちんとした議論を担保できるような場にすべきです。ただし、その結果は正規のプロセスの中できちんと斟酌される。ある問題についてどうしても意見が対立するということが分かった。意見がなかなか収まらない。それはどこに原因があるかということ突き詰めるところまで議論されると、それが1つの最終の政治決断の抛り所になると思います。意見が国民的に分かれていたとしても、最後、総理大臣なら総理大臣が自分はいかなる考え方で国民的な意見が分かれていたとしても決断をしなければいけないのかということの説明責任で説明をできる材料を与えられたのですから、そういう面では私は非常に有用ではないかと思っています。何回も言いますが、これは置き換えるべきものと言っているわけではありません。

(大庭委員) よく分かりました。もし政治決断をする側がこのような場は重要だと認識すればするほど、政治との距離のとり方が難しくなるのかなという懸念がありますが。しかしながら、こういうことで国民の意見の分布なり特徴なりをつかむような場があるというのは重要なことだと思います。

(近藤委員長) 人間は政治的動物であるという言葉があるぐらいですから、そのトータルが政治だと思えないわけでもないのです。しかも国によっては政治家自体が自ら国民の意見集約を行うことがありますね。日本でも実は政治家自体が自ら選挙区においては少人数、膝詰めで話し合いをするという場をたくさん積み重ねて、政策に係る国民の意見の構図を頭の中に作って、それを踏まえて党としての政策の決定プロセスにコミットしていくのですから、実は先生ご指摘のプロセスもすでに政治プロセスの中に入っているという見方もないわけではないと思います。それだけをひとつ取り出して別に行うことを、政治的にしか政策は決まらない社会において、どう位置付けるのかという問題。これは、先ほど秋庭委員が言った200人がという問題にも関係しているところもある。多分秋庭委員の頭にあったのはこういうことが全国各地でみんなが集まってやるという格好になって始めて意味があるのではないかと考えておられて発言されたのかなと思います。それはフランスの・・・

(秋庭委員) 公開討論会です。

(近藤委員長) あれなんかは政治の仕組みとしてそういう仕組みを作ってしまったわけです。そういう行き方もあるのかなと思いつつ、こういう仕組みを政治にどう生かしていくか、それ自体1つの重要な検討課題。政治主導の時代における政策決定プロセスの革新というテーマで考えてみる価値があるかと思っています。

もう1つは17ページの絵を見て、ここで終わってはどうしようもないという感想。再生可

能エネルギーに係る争点が3つありますが、特に困ったのは2番目の論点で「政策」という言葉が出てきているところ、これは何だろうと。第一のコスト、第3の産業振興、それぞれ政策課題ですよ。だから、第二にのみ導入に関わる政策とあるのはよく分からない。こういう争点を踏まえつつ政策パッケージが用意されていくという見立てでみると、政策を争点に政策決定が行われるというおかしなことになる、「導入」と書いてあるので限定的なもので、例えば誘導措置とか規制措置が争点ということかなとも思いつつ、よく分からないのです。

一般的に言いますと、多数決で決めますと必ずしも十分な分離がなされていない項目が出てきてしまうことがありますね。だから、ここのところはファシリテーターの役割、政策を日頃考えておられる方のファシリテーターの役割に関わるところなのかと思いますが、争点をこの後生かしていく、生かせる争点という言い方はちょっとおかしいですが、そういうようなことにも配慮しつつ意見集約を計ることも重要ではないかという感想を持った次第です。

(柳下教授) その件は現在研究している最中の1コマを述べたにすぎません。現在、これに関して報告書を作っている最中です。実は指摘の点に関しては若干問題がありました。何かというと、これはあくまでも争点です。これに関して議論しようという問題の絞り込みまでやりました。実はこの議論を去年の3月13日からスタートすることになっていたのですが、その2日前に3.11がございまして、実は影響を受けまして、まともな議論がしにくくなってしまったという問題がありました。従ってコストに関してはかなり議論したのですが、政策、産業振興のことについては実は議論がほとんどできなかったということでございます。

ただ、ここで言っている政策といいますのは、再生可能エネルギーは高いではないか。原子力あるいは化石燃料と比べてどうなんだという議論があった。そこをちゃんと共有しようという話と、実は3.11が起こってからの議論もあったのですが、そもそも放射性物質による影響は何なんだという議論もありました。

これは3.11の前の12月の段階で作った表です。この段階では原子力による環境外部費用は注8と書いてありますが、現時点では分かりませんと書いてあります。この辺のものの考え方をきちんと共有した上でコストをきちんと議論しなければいけないという議論がコストに関するところでもかなりしかけました。しかけたというところでとどめました。

政策というのは、ある種純粋に考えられるコストの大小あるいは比較というのがあるのですが、何らかの介入によって意図的にコストを変えてやろうという措置にはほかならないではないかということに気がついた。また誰がそれを負担するのか。その負担者は現世代なのか、将来世代なのか。あるいは別の観点から税金を投入するのか、あるいは受益者が負担するのか。政

策というものをコストと絡めるときにはその辺のものの考え方も全部整理した上で検討することが非常に大事であるという議論を展開しました。コストとか政策とかお互いに絡めた議論をしていくことが必要だということまでは議論が進んだのですが、それ以上は今回は進んでおりません。争点がどこにあるかということを見出すということまではできましたということと言えるかと思います。

(近藤委員長) 分かりました。ありがとうございました。

他に、よろしいですか。それではこの議題、ここで終わらせていただきます。柳下先生には、今日は貴重なご意見をお聞かせ頂きまして、誠にありがとうございました。

事務局、次の議題をお願いします。

(中村参事官) 3番目の議題でございます。国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更につきまして、平成24年3月13日の第9回原子力委員会定例会議で、文部科学省より諮問の説明を受けましたが、答申の準備が整いましたのでご審議をお願いいたします。加藤参事官補佐より説明いたします。

(加藤参事官補佐) それではお手元の資料第3-1号に基づきましてご説明させていただきます。まず件名でございます。国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について(答申)の案でございます。

平成24年3月12日付け23受文科科第2341号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分名に限る。)に規定する許可の基準の適用につきましては、別紙のとおり妥当と認めるとしております。

ページを捲っていただきまして別紙のほうでございます。まず、「許可の基準への適合について」というタイトルでございます。

続きまして、本申請の内容でございます。本申請に係る変更につきましては、東京大学原子炉施設の運転終了に伴い、使用済燃料の処分に方法に係る以下の追加を行うものでございます。

炉心から取り出した燃料は、それぞれ以下で処分するとしております。

- (1) 濃縮ウラン燃料につきましては、独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡する。
- (2) 劣化ウラン燃料については、東京大学核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理するとしてございます。

続きまして、ご審議いただく項目でございます。まず1. といたしまして平和利用の観点か

らの項目でございます。本申請に係る変更につきまして、原子炉の使用の目的を変更するものでなく、使用済燃料の処分の方法の追加を行うものである。具体的には当該施設の使用済燃料の処分の方法について、我が国が原子炉の平和利用に関する協力のための協定を締結している米国の同意の下に独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡することを追加するものである。

したがって、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当であるとしてございます。

続きまして2点目、計画的実行の観点からでございます。

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の追加であり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行を妨げるおそれはない。

したがって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認めるとした文部科学大臣の判断は妥当であるとしてございます。

次に3点目。経理的基礎の観点でございます。

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の追加であり、発生する作業に係る費用については、運営費交付金にて充当される計画であり、その確保に見通しがあることから、経理的基礎があると認められるとした文部科学大臣の判断は妥当であるとしてございます。

説明は以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。この件はいかがでございましょうか。

よろしいですか。このようなことで答申いたします。

その次。

(中村参事官) 4番目の議題でございます。独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の加工の事業の許可について、平成18年2月14日の第6回原子力委員会定例会議で経済産業省より諮問の説明を受けましたが、答申の準備が整いましたのでご審議をお願いいたします。加藤参事官より説明いたします。

(加藤参事官補佐) お手元の資料第4-1号に基づきましてご説明させていただきます。

件名でございますが、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の加工の事業の許可について(答申)の案でございます。

平成18年2月10日付け平成16・09・17原第38号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用について、別紙のとおり妥当と認めるとしてございます。

捲っていただきまして別紙でございます。許可の基準への適合でございます。まず初めに、本申請の概要でございます。

本申請は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が、高速増殖炉及び高速実験炉用のウラン・プルトニウムの混合酸化物燃料について、当該燃料を安定的に繰り返し供給するための技術基盤が整ってきたことから、東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所において、核燃料物質の加工の事業の許可を受けようとするものである。なお、本申請に係る施設は、既に核燃料物質の使用の許可を受けている、というものでございます。

続きまして、ご審議いただく項目でございます。

まず1. といたしまして加工の能力の観点でございます。本申請につきましては、加工能力は高速増殖炉及び高速実験炉の原子炉設置許可申請書による炉の年間予定装荷量に対し、適切なものである。

加工する燃料は、高速増殖炉及び高速実験炉の燃料であるため、発電用の軽水型原子炉用燃料を製造している他の加工事業者と競合するものでない。

高速増殖炉及び高速実験炉用のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料は、現在のところ同機構以外の者が製造する計画はなく、不当な過当競争を引き起こすことはない。

以上のことから、加工の能力が著しく過大になることはないと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当としてございます。

2点目、経理的基礎の観点でございます。

本申請に係る施設は、既に核燃料物質の使用の許可を受けている施設であり、検討を進めている耐震補強工事等を除いては、新たな施設建設等の工事に係る資金を必要とするものではない。なお、当該耐震補強工事等についても、その費用は政府からの補助金により充当される計画であり、その確保に見通しがある。また、施設の運転に要する経費も政府から交付金等を受けることとなっており、その確保に見通しがある。これらのことから、加工事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であるとしてございます。説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。いかがでございましょうか。

よろしいですね。ではこのように答申します。

では次。

(中村参事官) 5番目の議題でございます。日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業の変更の許可につきまして、平成24年1月31日の第4回原子力委員会定例会議で経済産業省

より諮問の説明を受けましたが、答申の準備が整いましたのでご審議をお願いいたします。加藤参事官補佐よりご説明をいただきます。

(加藤参事官補佐) それではお手元の資料第5-1号に基づきましてご説明させていただきます。まず件名でございますが、日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業の変更の許可について(答申)の案でございます。

平成24年1月27日付け平成22・10・20原第1号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認めるとしてございます。

ページを捲っていただきまして別紙でございます。

本変更申請は、日本原燃株式会社が同再処理事業所廃棄物管理施設において、①固型物収納体及び低レベル放射性廃棄物ガラス固化体を受入れ・貯蔵するため、設備変更を行うもの、②放射性廃棄物の管理に伴って発生した固体廃棄物の量を考慮し、保管廃棄施設の最大保管廃棄能力を向上させるもの、③廃棄物管理施設の周辺監視区域と廃棄物管理施設の敷地に隣接する核燃料物質使用施設の周辺監視区域との一元化等の観点から、廃棄物管理施設の周辺監視区域を拡大するために、敷地の面積・形状を変更するものでございます。

続きまして、ご審議いただく項目でございます。

1. といたしまして計画的遂行の観点からの項目でございます。

本申請に係る変更は、既許可の廃棄物管理施設において、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類として、新たに固型物収納体及び低レベル放射性廃棄物ガラス固化体を追加することに伴う設備の変更等を行うものであり、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であるとしてございます。

続きまして、2点目です。経理的基礎の観点でございます。本申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、50億円としてございます。当該工事に要する資金は、日本政策投資銀行及び一般借入金により調達する計画としてございます。このため、本変更に係る工事に要する資金の確保の見通しがあります。

また、事業の収支見積もりにある収益については、電気事業者との役務契約に基づき確保していくこととしてございます。

このことから、廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有していると認め

られるとした経済産業大臣の判断は妥当であるとしてございます。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。いかがでございましょうか。

よろしいですか。原案のように答申することにします。ありがとうございました。

その他で何か事務局から。

(中村参事官) 事務局から配布しております資料が2つございますので、その説明をさせていただきたいと思えます。まず資料6号でございます。東京電力株式会社福島第一原子力発電所における中長期措置について御意見を聴く会というものを開催いたしますので、その開催案内でございます。3月24日、今度の土曜日でございますけれども、福島県の郡山市におきまして開催するものでございます。内容につきましては開催文でございますように、昨年12月に原子力委員会が福島第一原子力発電所廃止措置に向けまして中長期の取組に関する基本的考え方をとりまとめたでございます。今回、政府におきましてはそれを受けまして既に取組を開始したところでございますので、その取組についてご紹介いただくとともに、それに対しましての国民の方のご意見を直接聴取するという内容のものでございます。そのご案内が資料第6号でございます。

資料第7号でございます。こちらのほうはご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問のうち、平成24年3月1日から平成24年3月14日までにお寄せいただいたご意見、ご質問を整理してまとめたものでございます。今回、このように整理しましたので、原子力委員会のホームページ及び虎ノ門三井ビル2階の原子力公開資料センターで公開することにいたします。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは、各委員のほうで何か発言希望がありませんか。よろしいですか。

では、これで終わってよろしいですね。では、これで終わります。

(中村参事官) 次回のご案内をいたします。次回第11回の原子力委員会定例会議につきましては、開催日時3月27日の火曜日で、時間は通常どおりの10時30分からで、場所はこの会議室を予定してございます。以上です。

(近藤委員長) それでは、終わりにしたいと思います。

—了—